

一般社団法人そだちば 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人そだちばと称し、英文では **Sodachiba Association** と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県川口市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、家庭の基盤が脆弱な子どもたちの社会的自立を支援するために自立援助ホーム等を設立・運営し、入所した社会的養護の下で生活をしている児童等へ、将来の自立へ向けた支援を行い、全ての子ども達が就業に関して平等で公平な機会を与えられる社会の創出に寄与することを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業（自立援助ホームの運営）
2. 就学者自立生活援助事業及び社会的養護自立支援事業
3. バザー・フリーマーケットの開催及び物品販売事業
4. 自立援助ホーム入所児童を中心とする社会的養護の下で生活をする児童等へのキャリア教育事業
5. 自立援助ホーム退所者等の社会的養護の下を巣立った若者等の就職後のアフターフォロー事業
6. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、3ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があると

きは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

（社員の資格喪失）

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退社したとき。
- （2）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- （3）除名されたとき。
- （4）総社員の同意があったとき。

（社員名簿）

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 社員総会

（開催）

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

（招集）

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より3日前までに社員に対して発する。

（決議の方法）

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（議決権）

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

（議長）

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

（議事録）

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(理事の員数)

第16条 当法人に次の役員を置く。

理事 3名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は理事の互選により定める。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 基金

(基金の拠出)

第21条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集等)

第22条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、代表理事が別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第23条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第24条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第25条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上

するものとし、これを取り崩すことはできない。

第6章 計 算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第27条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(剰余金の不分配)

第28条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第29条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第30条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第31条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第32条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第33条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 芝崎 実、田中 季実夫、青山 修
設立時代表理事

芝崎 実

(設立時社員の氏名及び住所)

第34条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 芝崎 実

設立時社員 田中 季実夫

設立時社員 青山 修

(法令の準拠)

第35条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。